

氏名(本籍) ^{きた}北 ^{はら}原 ^{やす}保 ^お雄 (新潟県)

学位の種類 文学博士

学位記番号 博乙第57号

学位授与年月日 昭和56年3月25日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

審査研究科 文芸・言語研究科

学位論文題目 日本語助動詞の研究

主査 筑波大学教授 文学博士 馬 淵 和 夫

副査 筑波大学教授 文学博士 安 井 稔

副査 筑波大学教授 文学博士 小 松 英 雄

論 文 の 要 旨

本論文は、日本語の助動詞を構文論の面から総合的に考察することを目的とする。全量400字詰原稿用紙1,143枚。考察の対象とする助動詞は、現代語と古代語(主として平安時代)とにわたる。

本論文は下のように構成されている。

序章 助動詞とは何か—助動詞は品詞として認められるか—

本編Ⅰ 助動詞についての構文論的考察

本編Ⅱ 助動詞の分類

終章 助動詞研究のまとめと残された課題

以下順を追って、それぞれの要旨を説明する。

序章では、助動詞とはどういうものか、助動詞にはどのような語が含まれるか、について考察する。大槻文彦以後多くの文法学者によって、助動詞の定義および品詞論上の位置付けが論ぜられてきたが、諸学者によってまちまちであり、助動詞と認められる語すらいまだ一定していない。その中で、時枝誠記の考え方を評価し、助動詞が品詞の一つとして認められるべきことを論ずる。ただし、助動詞とは何かという問題と、どれだけの語がこれに所属すべきかは、本論文の全体の課題であるので、最後の結論はこの章では保留されている。

本編Ⅰは、助動詞についての構文論的考察であり、7章から構成される。

第一章では、助動詞の相互承接には一定の順序が認められることを述べる。

第二章では、その順序が何を意味するかについて、従来の説を検討する。

第三章では、助動詞の相互承接の順序が、述語の構造と深く関係していることに注目し、種々の文の成文と述語との関係の仕方、つまり、文の構造を構文論的に解明しようとする。この方面の学説としては渡辺実の説があるが、渡辺実の「統叙」が一つのものではなく、さらにいくつものに分析でき、しかもそれらに一定の序列があることを論証する。

第四章は、前章の考察の結果を踏まえた、助動詞の相互承接についての構文論的考察である。各助動詞についての具体的な考察検討の結果、助動詞は述語における統叙の序列に従って相互承接していることを述べ、それによって日本語の文の構造をも明らかにしようとしている。

第五章は、前章と関連するが、従来連用修飾語と呼ばれているものの具有する職能について考察し、いわゆる連用修飾語が、「体言＋格助詞」から構成されることの補充成分と、形容詞・形容動詞の連用形や副詞から構成されることの連用修飾成分とに大きく二分されなければならないことを論ずる。この二分については、早く山田孝雄や松下大三郎が主張しているが、橋本進吉以後、多く同一視されてきた。関係構成的職能について詳細な分析を行った渡辺実においても、この二分は無視されている。論者は構文論的立場から、この二分が必要であることを論証している。

第六章は、述語と修飾成分との関係のありかたから、助動詞に見られる序列が意味するところを考察し、それぞれの助動詞の固有の意味を解明する。

第七章は、南不二男の、従属句や述語文の構造を段階的にとらえた研究と、論者の論とを照合することにより、本論をさらに確かなものにできたとする。

本編Ⅱは助動詞の分類で、全6章から構成される。

第一章では、助動詞の定義とその外延についての従来の諸説を検討し、本論文では外延を限定せずに、やや広めにとらえ、分類の過程で助動詞の性格や外延を明確にしていこうとする。

第二章は、接続の仕方による分類で、助動詞を、(1)非活用語に(も)下接するものと、(2)活用語にのみ下接するものとに二分し、(1)の「なり」「たり」「だ」「です」などを形式動詞、「ごとし」を形式形容詞とする。これは山田孝雄などの説くところと同じであるが、「あり」の語性を考察するなど、考察の方法が構文論的で、その点があたらしい。「だろう」「だ」「らしい」などを「判定詞」だとする渡辺実の説についても批判する。(2)については、活用語のどの活用形に下接するかに従って分類し、その活用形に下接することの意味を考察する。

第三章は活用による分類である。(1)活用の形式による分類と、(2)活用形の完備不完備による分類の二つの分類について論ずる。(1)は動詞型・形容詞型・形容動詞型・特殊型の活用をするものに、それぞれどういう特徴が認められるかを考察する。(2)は活用形の完備不完備の度合から、命令形だけを欠くもの、終止形・連体形・已然形の三つだけのもの、終止形と連体形の二つだけのものなどに分類して具体的に考察し、それぞれがそのような活用を示している理由を論ずる。

第四章は構文的職能の上からの分類である。本編Ⅰの第四章および第五章における考察の結果を踏まえて、助動詞を、その具有する統括機能の上から分類する。また、形式動詞「なり」(いわゆる断定の助動詞「なり」)の構文的職能を明らかにし、助動詞がこの「なり」に対して上接するか下接するか、また上接も下接もするかという基準から三つに分類されること、そしてそれは、その助動

詞が統括機能を具有するか否かに関係することを論ずる。さらに形式動詞「あり」に上接する助動詞群についてその構文論的特徴を明らかにする。

第五章は表現性による分類である。第四章で考察した形式動詞「なり」（この章では「連体なり」と呼ぶ）と同じく形式動詞「あり」とに対して上接するか下接するかということを助動詞の表現性と関連させて論ずる。「連体なり」に上接するのは客体的表現にあずかるものであり、時枝誠記の「詞」に相当する。また「連体なり」に下接するのは主体的表現にあずかるものであり、時枝の「辞」に相当する。この章における考察の結果、詞の助動詞（時枝の接尾語）と辞の助動詞の分類に客観的な基準が設定され、また時枝の表現性による分類が大幅に修正される。さらにまた、「べし」「まじ」「けり」「ず」などが表現性の面から新しくとらえ直される。

第六章は意味による分類である。従来諸説を根本的に批判し、本編Ⅰ第六章における考察を踏まえて、意味による新しい分類を提示する。その結果は、意味の上だけでなく、助動詞の相互承接の順序ともよく照応し、表現性の別（時枝誠記のいう「主体的」「客体的」）を説明するにも有用であるといえる。

終章では、助動詞研究のまとめと、残された課題とについて述べる。残された課題は、助動詞各論、つまり個々の助動詞についての個別的研究であるという。

審 査 の 要 旨

明治以後の日本文法研究には、大きく分けて、意味を主とする、山田孝雄・松下大三郎・時枝誠記等の立場と、形態を主とする、橋本進吉・佐伯梅友等の立場とがあったが、戦後、阪倉篤義・渡辺実等の構文論の立場が新しく登場した。この構文論的文体は、時枝誠記の詞辞論を発展させた学説であり、よく日本語の構文の重層性を指摘したものであって、日本独自の文法論というべきものである。論者はこの立場に立っているが、[要旨]にもふれたごとく、渡辺の論をさらに詳密に考えて、これを修正し、日本語独自の構文中における助動詞の働きを考えている。助動詞についての在来の説は、その意味・活用を、単語としてのみとり上げたものか、せいぜい接続という点で他の単語との関連をとり上げた研究のみであり、これらの研究では、

1. なぜ似たような意味をもつ語類が同じ活用形に接続するのか。
2. なぜ助動詞の活用には規則的なものと不規則なものがあるのか。
3. なぜ助動詞相互間に、ほぼ一定の重なり方が存在するのか。

などの諸点については十分に説明し切れなかったのである。これに対して論者は、助動詞が一文の中でになっている働き（機能）という見地から考えて、これらの疑問に見事な解釈を与え、さらに、

4. 助動詞とはどのようなものであるか。
5. これを分類するにはどのような基準を設けるべきであるか。

という諸点を解明して、その結果を示している。ただ単に助動詞のみを論じただけでなく、日本語

の構文についての全体的な文法理論が背景に存在して初めて成し遂げられた画期的な業績とという
るであろう。

論者はその論を展開するに当たって、従来の諸学説を紹介し、自説がそれらとどう違うかを明らかにし、なるべく従来の文法用語、概念を踏襲することを心懸けており、従来の文法になじんだ者にも理解しやすいように配慮しているが、そこに若干、不徹底の感も抱かされる。もし論者の思考を進めれば、在来の文法学説で固定観念となっている用言の六活用形についても根本的に考え直さなければならないはずである。勿論、行論の間に、六活用形の用法についての修正意見を出しつつ新見を提出してはいるが、旧説に拘泥してやや渋滞している点も見受けられる。また、職能とは、文中における語の働きであって、いわば言語の内部形式を論ずることになるから、文の理解の仕方の客観性に異論を生じるおそれもある。しかしこれは、言語の自然であって、すべての言語理論においてもつきまとう問題であり、その中であつてもつとめて客観性を与えて、説得性を獲得しようという論者の態度は評価されてしかるべきであろう。ともかく、論者が今後の問題としてよく自覚しているごとく、個別的な各語の性格を解明して、ますますその論に客観性を与えることが期待される。

これを要するに、本論文は、斬新にして重厚な文法理論を展開して、日本文法上の難問題を見事に解決して、日本文法論に多大の寄与をなしたものと認められる。

よって、論者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。